



福岡市

高齢者保健福祉計画



概要版



(平成24~26年度)

福岡市

< 目 次 >

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画期間	1
4. 高齢化の進展	2
(1) 高齢者人口の推移	2
(2) 高齢者世帯の推移	2
5. 基本理念・取り組みの視点・施策区分	3
6. 地域包括ケアの推進	4
7. 高齢者保健福祉施策の総合的な推進	4
健康でいきいきとした豊かなシニアライフの実現	5
要援護高齢者の総合支援の充実	6
地域生活支援体制の充実	8
安全・安心な生活環境の向上	9
8. 介護保険事業計画	9
(1) 要介護認定者と認定率の推移	9
(2) 介護サービスの必要見込量	10
(3) 地域支援事業の量の見込み	11
(4) 第5期計画期間（平成24～26年度）における保険給付費等の見込み （利用者負担を除いた額）	12
(5) 所得段階別の第1号被保険者の保険料額	12
(6) 第1号被保険者保険料の低所得者への配慮	13
(7) 介護保険事業の円滑な推進のための方策	13

1. 計画策定の趣旨

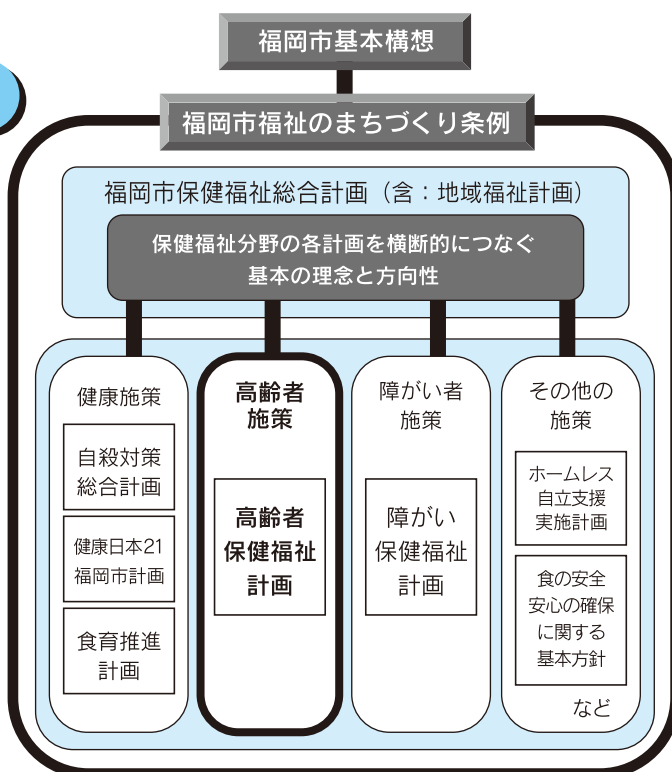
本市の高齢化率は全国平均と比べると低いものの、今後、急速に高齢化が進むものと推計されており、「本格的な高齢社会」に向けた準備を着実に進めていく必要があります。

高齢者保健福祉施策の総合的な推進と介護保険制度の円滑な実施を図るため、高齢者に関する各種施策の基本方針及び具体的な事業展開並びに介護保険制度運営の基本となる各種サービスの見込量等を定めるものとして「福岡市高齢者保健福祉計画（第5期介護保険事業計画）」を策定します。

2. 計画の位置づけ

本市の保健福祉施策は、「福岡市福祉のまちづくり条例」に基づき、保健・医療・福祉施策の基本の理念と方向性を掲げた計画である「福岡市保健福祉総合計画」により、取り組みを進めています。

「福岡市高齢者保健福祉計画」は、「福岡市保健福祉総合計画」の理念等を踏まえた分野別計画として、また、老人福祉法及び介護保険法の規定により策定が義務づけられた老人福祉計画及び介護保険事業計画を一体的に策定するものとして、本市における高齢者施策の基本方針を示すものです。

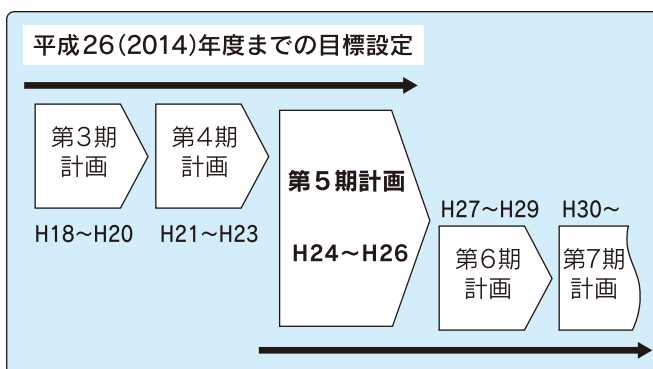


3. 計画期間

計画期間は、平成 24 年度から平成 26 年度までの3年間です。

高齢者保健福祉計画は、第5期介護保険事業計画としての性格を有しています。この計画は第3期、第4期計画の延長線上に位置づけられ、第3期計画策定時に定めた平成 26 年度までの目標を達成する仕上げの計画となります。

また、今後、高齢化のピークを迎える時期までに、取り組むべき事項を計画に位置づけ、段階的に充実強化していく取り組みをスタートする期間となります。

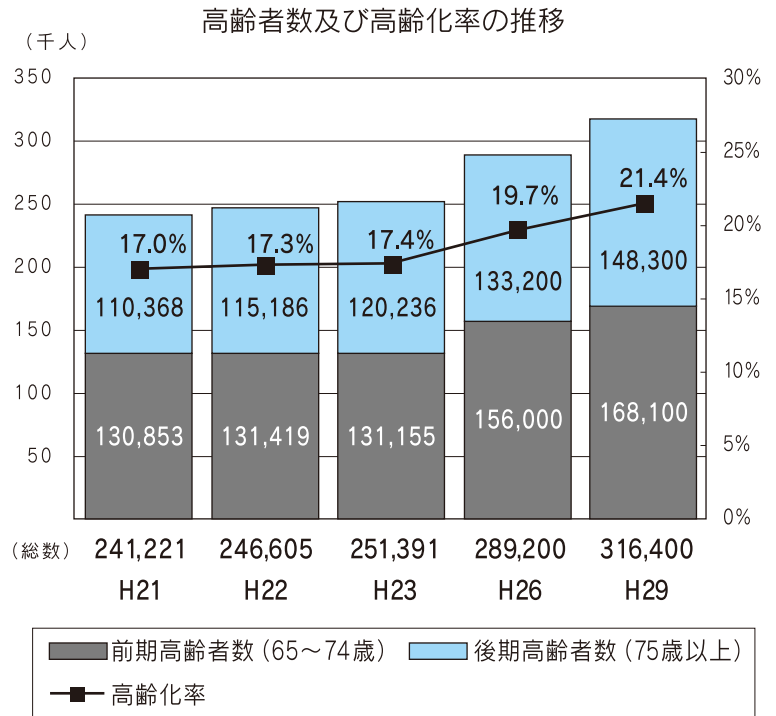


4. 高齢化の進展

(1) 高齢者人口の推移

本市における65歳以上の高齢者人口は、平成23年9月末現在25万1,391人で高齢化率は17.4%となっています。

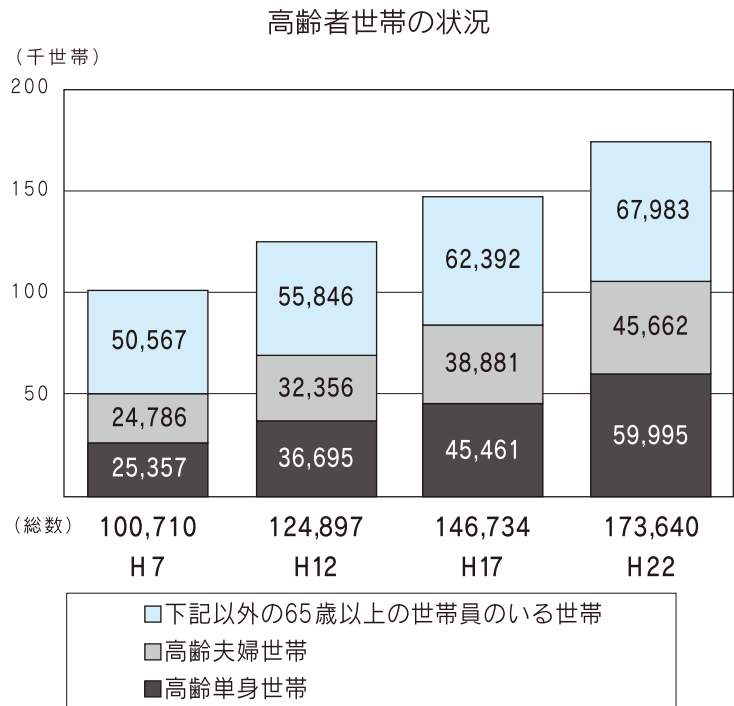
本市の高齢化率は全国平均に比べると低いものの、平成29年には21.4%と、高齢化が一層進展していきます。



※ H21～H23は9月末現在の住民基本台帳と外国人登録総数。H24～H29は保健福祉局でコーホート要因法を用いて推計した数値。

(2) 高齢者世帯の推移

平成22年国勢調査によると、本市の65歳以上の世帯員のいる世帯は、17万3,640世帯（一般世帯全体に占める構成比24.6%）、高齢者単身世帯は5万9,995世帯（同8.5%）、高齢夫婦のみの世帯は4万5,662世帯（同6.5%）となっており、いずれも年々増加傾向にあります。



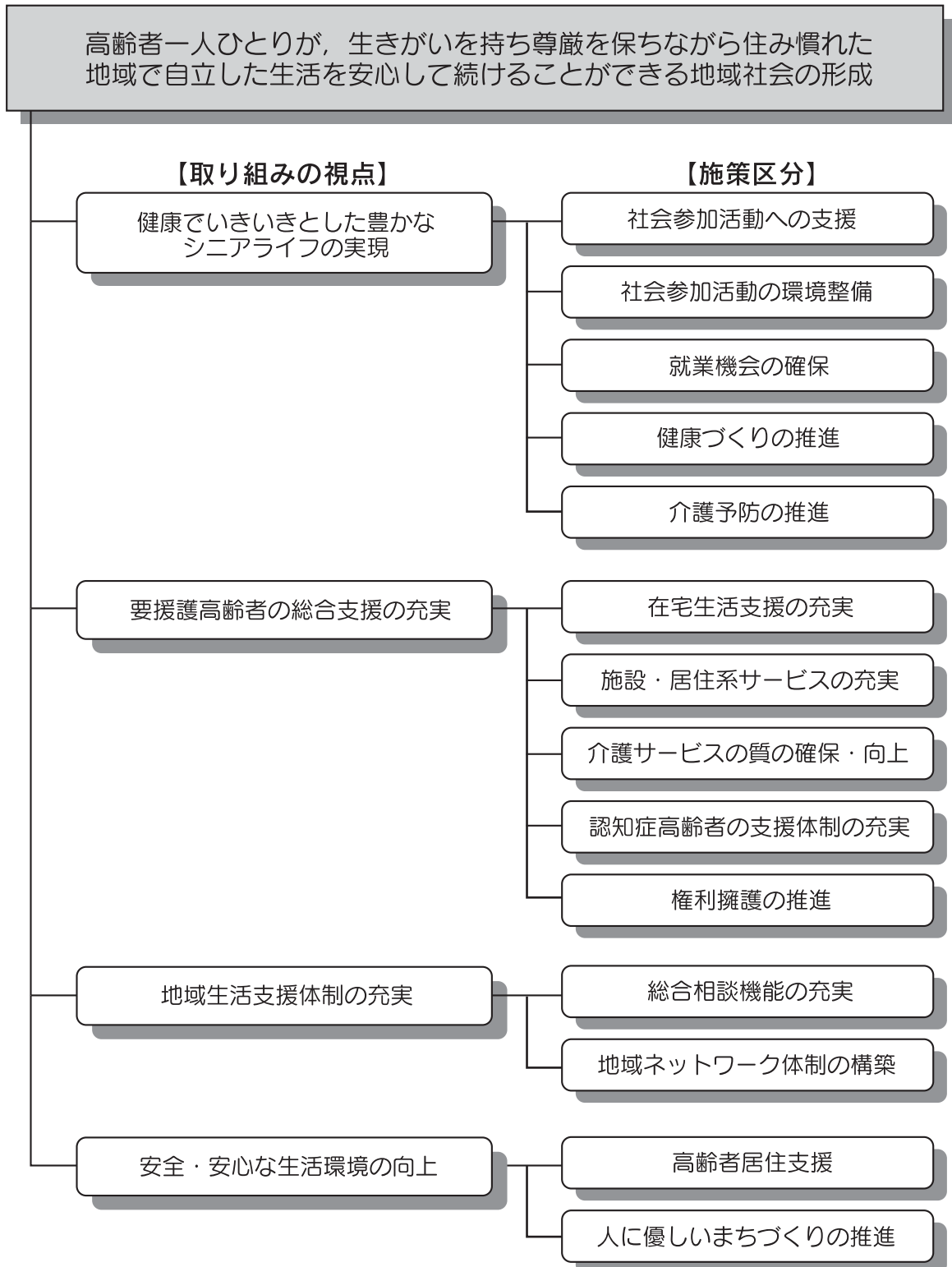
※ 国勢調査による。
 ※ 高齢単身世帯は、65歳以上の1人のみの一般世帯。
 ※ 高齢夫婦世帯は、夫が65歳以上で妻が60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯。
 ※ 65歳以上の世帯員のいる世帯は、H17までは65歳以上親族のいる一般世帯。

5. 基本理念・取り組みの視点・施策区分

本市は、「本格的な高齢社会」に向けて実現すべき目標として基本理念を掲げ、その実現のために4つの取り組みの視点に基づいて、高齢者保健福祉施策を総合的に推進していきます。

特に、社会参加活動への支援、健康づくり・介護予防の推進、認知症高齢者の支援体制の充実、地域生活支援体制の充実について重点的に推進します。

【基本理念】



6. 地域包括ケアの推進

要介護度が重度になっても在宅で安心して生活するためには、医療サービスも含めて、保健福祉に関する複数のサービスを適切に組み合わせた支援が必要です。

福岡市では、市民のニーズに応じた保健・医療・介護・福祉サービス等を適切にコーディネートするため、福岡型地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

構築にあたっては、各区保健福祉センターが中心となって、地域包括支援センター（いきいきセンターふくおか）や、医療機関、居宅介護支援事業所等の関係者と、十分な連携を図ります。

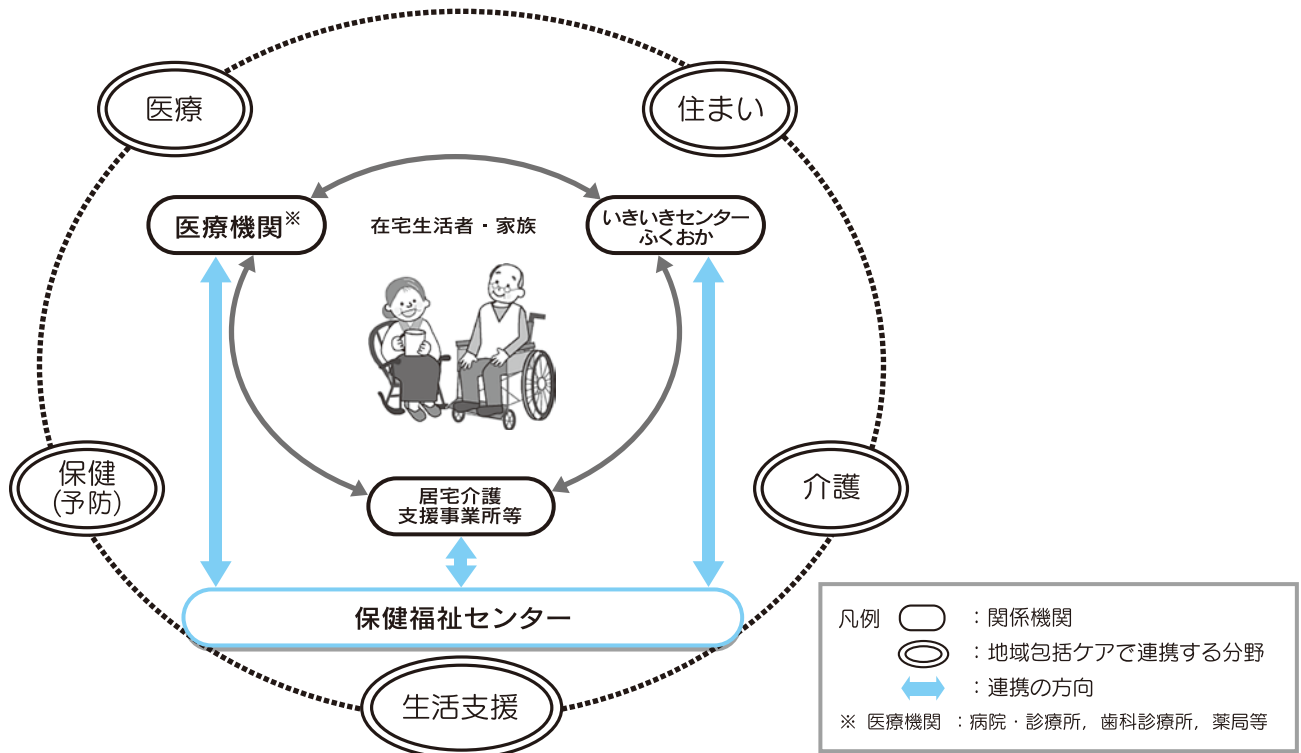
◎対象者に合わせた支援

状態	必要とされるサービス
要介護者	医療※・介護給付・生活支援・住宅
要支援者	予防給付・生活支援・住宅
二次予防事業対象者	介護予防・生活支援・住宅
元気高齢者	一次予防・住宅

要介護度が重度な在宅生活者が増加していますが、重度者ほど複数のサービスを組み合わせて提供する必要が増大し、医療ニーズが高まってきます。

※24 時間対応の在宅医療、訪問看護等

【福岡型地域包括ケアシステム イメージ】



7. 高齢者保健福祉施策の総合的な推進

本市は、高齢者の生活意識や社会情勢の変化等を踏まえるとともに、地域が高齢者を取り巻く課題を自らの課題として捉え、自主的・主体的に取り組めるよう支援するという視点を持って施策の構築や見直しを図りながら、地域社会を共に構成している市民、地域団体、NPO・ボランティア、介護保険施設等介護サービス事業者、医療機関、企業などと共働して本市の高齢者保健福祉施策を総合的に推進します。

健康でいきいきとした豊かなシニアライフの実現

いつまでも元気にいきいきと暮らすためには、自らが継続的な健康づくりや、介護予防に努めることが重要です。生活機能が低下した高齢者への介護予防事業の推進や、地域における健康づくりや介護予防の取り組みに対する支援など、高齢者の健康寿命の延伸に取り組みます。

また、高齢期を迎えてからも、豊かな経験、知識、能力を活かして活躍することが期待されており、就業やボランティア活動等への参加を支援します。

◆社会参加活動への支援

高齢者が生きがいを持って生活することは、健康の維持・介護予防の推進にもつながっていくことから、趣味・教養、文化、スポーツ活動、または地域活動を通じて、豊かで健康的な生活を維持できるよう支援に努めるとともに、自己実現への欲求や地域社会への参加意欲を充足できるような、高齢者の社会参加のあり方について検討していきます。

◆社会参加活動の環境整備

高齢者が主体的に社会との関わりを持つことができるよう、これまでに培ってきた経験、知識、能力を活かし、地域活動やボランティア活動に積極的に参加したいという社会貢献意欲の高い高齢者の活躍の場づくりとして、活動拠点の機能強化や関連情報の提供に努めます。

また、高齢者の意欲と地域社会のニーズをうまく組み合わせる仕組みづくりを検討するなど、高齢者の社会貢献活動を総合的に支援する環境の充実に努めます。

◆就業機会の確保

高齢者の就業は、収入を得ることだけでなく、生きがいづくりや社会参加を目的とするなど、就業ニーズが多様化していることから、高齢者の意欲と能力に応じた就業機会が得られるよう支援します。

◆健康づくりの推進

健康づくりは、市民が主体的・自主的に、楽しく・気軽に取り組めるような支援が重要です。このため、地域や関係団体等と協力しながら、「健康日本21福岡市計画」に基づくとともに、介護保険の「地域支援事業」や医療保険の「特定健診等」とも連携して、家庭や地域で継続して健康づくりに取り組めるよう情報提供や環境づくりを推進します。

◆介護予防の推進

介護予防事業については、周知を強化し、参加者を増やしていきます。また、自主的・自発的な活動をより促進して、自ら健康づくり・介護予防に取り組む高齢者が増えるよう支援します。

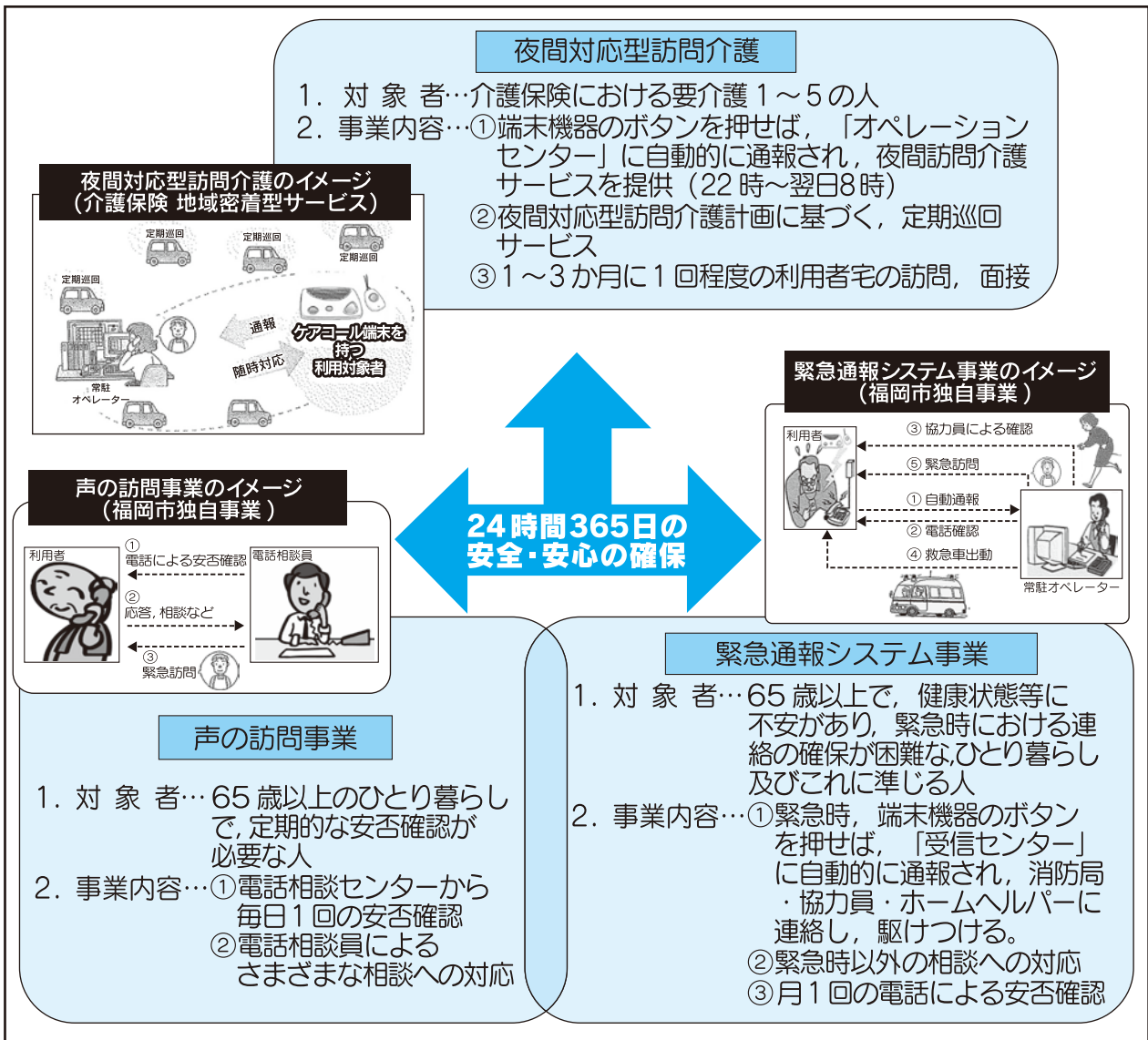
要援護高齢者の総合支援の充実

介護や医療の需要度が高い高齢者が、いつまでも住み慣れた家庭や地域で生活を続けられるよう、きめ細やかなサービスの基盤整備の充実を図り、安全・安心を確保するための取り組みを推進します。

また、認知症高齢者等がその人らしさを尊重され、安心して生活できるよう、医療と保健、介護、地域が密接に連携しながら地域全体で認知症高齢者等やその家族を支援するネットワークの充実強化を図るとともに、認知症に関する知識の普及啓発を行い、権利擁護の総合的な取り組みを推進します。

◆在宅生活支援の充実

介護や医療の需要度が高い高齢者が住み慣れた家庭や地域で生活を続けられるよう、在宅での自立支援や介護者の負担軽減、かかりつけ医等による在宅医療の提供など、きめ細かなサービスの充実を図り、安全・安心を確保するための取り組みを推進します。



◆施設・居住系サービスの充実

介護保険事業計画などに基づき、在宅での生活が困難な高齢者に対して、適切な施設・居住系サービスを提供します。

日常生活圏域では、地域密着型サービス事業者と地域包括支援センターとの連携を促進し、高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが提供される体制の充実を図るとともに、利用者が状態に応じた適切な施設を選択できるよう、情報の提供に努めます。

◆介護サービスの質の確保・向上

高齢者や家族の状況に応じたきめ細かな質の高い介護サービスを総合的・一体的に利用者本位で提供するため、高度に専門性を有する人材の育成や資質の向上のための支援を充実させるとともに、利用しやすい介護サービス情報の提供に努めます。

◆認知症高齢者の支援体制の充実

認知症高齢者等が住み慣れた地域で安心して尊厳を保ちながら生活できるよう、医療と保健、介護、地域が相互に密接に連携しながら、地域全体で認知症高齢者等やその家族を支援するネットワークを構築するとともに、認知症に対する正しい理解を進めるための啓発活動を進めるなど、認知症施策の総合的・継続的な推進に努めます。

◆権利擁護の推進

高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して尊厳を保ちながら生活することができるよう、高齢者の財産を守り、権利の行使を確保し、また、権利の侵害に対しては保護・支援を含めた権利擁護の総合的な取り組みを推進します。

地域生活支援体制の充実

地域包括支援センターの相談体制の強化や、一層市民に浸透するよう「いきいきセンターふくおか」の愛称を活用した広報活動に努め、地域における身近な総合相談機能の充実を図ります。

また、自治会・町内会等の地域組織や民生委員などが連携した地域の特性に応じたネットワークを形成するための支援や、災害時要援護者の避難体制の整備に努めます。

◆総合相談機能の充実

地域包括支援センターの相談体制の強化を図り、相談機能や地域でのネットワーク機能の強化や、「いきいきセンターふくおか」の愛称により一層市民に浸透するよう広報活動に努めます。

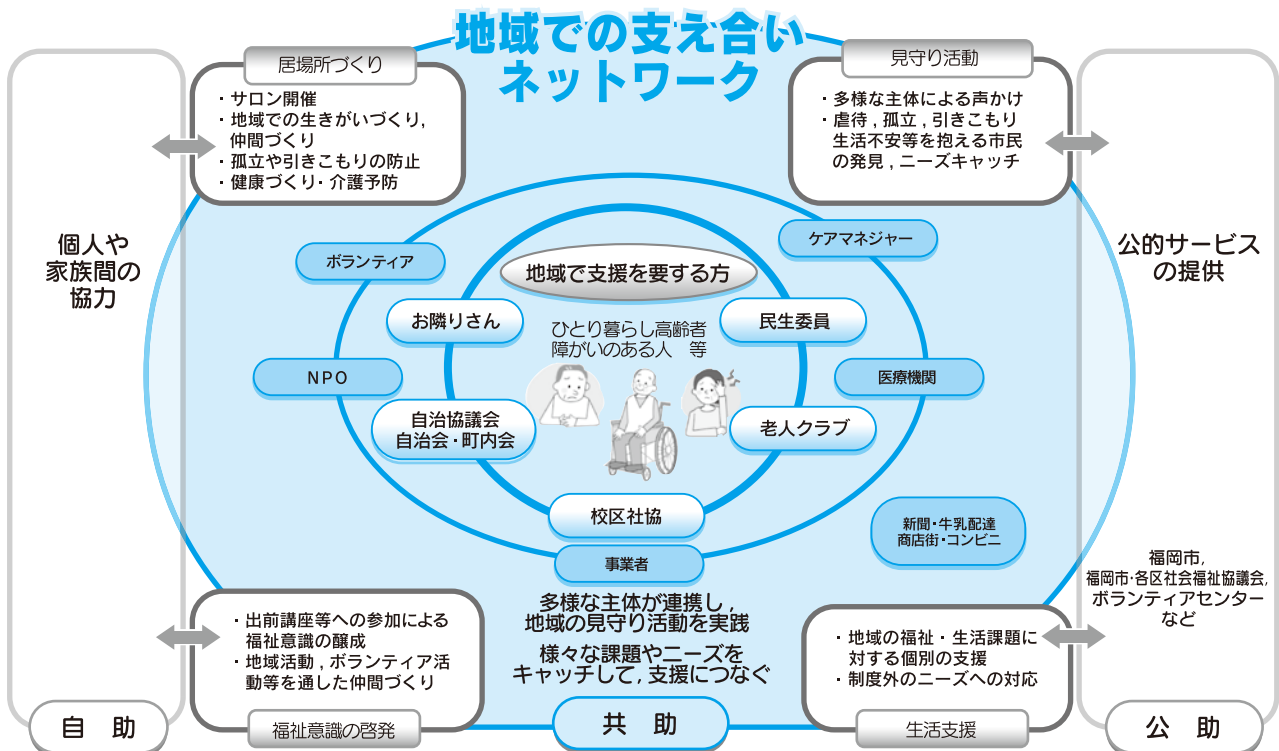
また、高齢者に関する法律相談や在宅介護に関する相談などに引き続き取り組みます。

◆地域ネットワーク体制の構築

地域で生活する高齢者やその家族をはじめ、認知症高齢者や社会から孤立した高齢者に対する見守りや支援が行われるよう、また、福祉避難所の指定など災害時要援護者への対応や、高齢者の犯罪被害、消費者トラブルの防止などに取り組むため、地域住民や民生委員、各種団体などが連携し、地域の中でお互いが支え合い、助け合えるようなネットワークの構築を図ります。

特に、孤立死については、予防策として孤立化させないことが重要であるため、このネットワーク活動の支援を行うとともに、効果的な施策の検討を行います。

【ネットワークの形成イメージ】



安全・安心な生活環境の向上

高齢者が住み慣れた家庭や地域で、安全・安心な生活を送り、社会活動ができるよう、それぞれの状況に応じた高齢者のための良質な住まいの確保を図るとともに、「みんながやさしい、みんなにやさしいユニバーサルシティ福岡」の実現に向けて、都市環境のバリアフリー化を進めます。

◆高齢者居住支援

高齢者の自立や介護に配慮した良質な居住環境への支援や民間賃貸住宅入居の円滑化、市営住宅の入居者募集における優遇措置など福祉施策と住宅施策の連携を図りながら高齢者のための良質な住まいの確保を図ります。

◆人に優しいまちづくりの推進

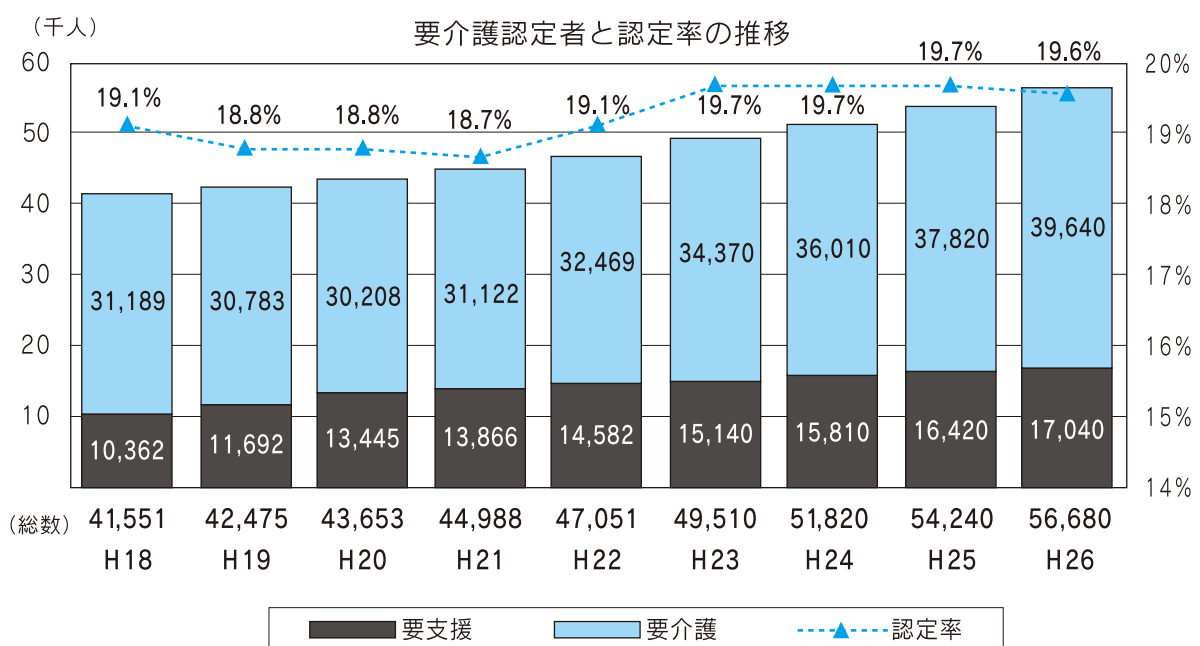
「ユニバーサルシティ福岡」の実現に向けて、都市環境のバリアフリー化に取り組み、高齢者をはじめとするすべての人に配慮したまちづくりを進めます。

8. 介護保険事業計画

(1) 要介護認定者と認定率の推移

要介護認定者及び認定率（65歳以上の高齢者に占める要介護認定者の割合）は、近年横ばいですが、高齢者人口の増加に伴い要介護認定者は増加を続け、第5期介護保険事業計画期間の最終年度である平成26年度の要介護認定者は、約5万7,000人になると見込んでいます。

介護予防事業や予防給付の促進を図り、介護を必要とする方の増加率を抑制するよう努めます。



※値は年度平均。H23は見込み値，H24～H26は推計値。
 ※H18の要支援には経過的要介護を含む。

(2) 介護サービスの必要見込量

○介護給付（要介護 1～5）

	サービス区分	単位	H24	H25	H26
在宅	訪問介護	時間/月	137,963	140,441	144,004
	訪問入浴介護	回/月	1,788	1,882	1,948
	訪問看護	回/月	15,492	16,398	17,489
	訪問リハビリテーション	回/月	5,579	6,163	6,961
	居宅療養管理指導	人/月	4,710	4,970	5,250
	通所介護	回/月	99,747	109,163	119,313
	通所リハビリテーション	回/月	40,588	43,207	46,318
	短期入所生活介護	日/月	15,718	16,132	16,563
	短期入所療養介護	日/月	1,617	1,643	1,697
	特定施設入居者生活介護	人/月	2,470	2,570	2,670
	福祉用具貸与	人/月	8,930	9,480	10,100
	特定福祉用具販売	件/月	314	336	358
	住宅改修	件/月	241	257	274
	居宅介護支援	人/月	17,765	18,932	20,204
地域密着型	夜間対応型訪問介護	人/月	50	55	70
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	10	15	20
	認知症対応型通所介護	回/月	5,011	5,233	5,893
	小規模多機能型居宅介護	人/月	512	547	582
	複合型サービス	人/月	10	20	30
	認知症対応型共同生活介護	人/月	1,610	1,690	1,770
	地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	50	50	50
施設	介護老人福祉施設	人/月	4,350	4,750	5,050
	介護老人保健施設	人/月	2,540	2,540	2,540
	介護療養型医療施設	人/月	950	950	950

※介護老人福祉施設には、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を含む。

○予防給付（要支援 1・2）

	サービス区分	単位	H24	H25	H26
在宅	介護予防訪問介護	人/月	6,740	7,190	7,670
	介護予防訪問入浴介護	回/月	0	0	0
	介護予防訪問看護	回/月	1,732	1,910	2,052
	介護予防訪問リハビリテーション	回/月	826	1,021	1,139
	介護予防居宅療養管理指導	人/月	460	490	530
	介護予防通所介護	人/月	3,790	4,040	4,320
	介護予防通所リハビリテーション	人/月	1,300	1,390	1,490
	介護予防短期入所生活介護	日/月	432	491	493
	介護予防短期入所療養介護	日/月	21	23	28
	介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	480	500	510
	介護予防福祉用具貸与	人/月	2,650	2,840	3,060
	特定介護予防福祉用具販売	件/月	190	203	217
	介護予防住宅改修	件/月	202	216	230
	介護予防支援	人/月	10,882	11,609	12,406
地域密着型	介護予防認知症対応型通所介護	回/月	7	8	8
	介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	50	50	50
	介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	10	10	10

(3) 地域支援事業の量の見込み

区分	事業名		実績		見込み	推計				
			H21	H22	H23	H24	H25	H26		
介護予防事業	一次予防事業	事普及及護啓予業発防	生き生きシニア健康福岡 21 *	51,389	51,474	52,792	56,588	59,275	62,178	
			福岡市健康づくりチャレンジ事業	-	5,753	6,600	7,300	8,000	8,800	
		支地域援介護予防活動	高齢者創作講座・老人教室事業 *	228,617	223,134	230,944	239,027	247,393	256,052	
			生きがいと健康づくり推進事業	25,713	24,201	25,048	25,925	26,832	27,771	
			ふれあいサロン *	16,524	13,967	14,609	17,953	18,655	19,390	
	二次予防事業	二次予防事業対象者把握事業		2,756	3,132	9,450	11,570	11,748	12,497	
		二次予防事業参加者		838	857	905	1,000	1,102	1,214	
		介護予防教室		819	843	883	961	1,024	1,097	
		訪問型介護予防事業		1(80)	0(82)	14	39	78	117	
	包括的支援事業・任意事業	支包援括事業的	いきいきセンターふくおか運営		39	39	39	39	39	39
虐待防止ネットワーク事業			1	1	1	1	1	1		
家族介護支援事業		支家族介護支援事業	家族介護者のつどい	70	113	83	83	83	83	
		支者認対策症高齡	徘徊高齢者等ネットワーク事業 (検索システム事業)	118	116	116	116	116	116	
			認知症高齢者家族やすらぎ支援事業	23	21	20	20	20	20	
任意事業		その他事業	成年後見制度利用支援事業(市長申立件数)		9	30	38	46	54	62
			住宅改造相談事業 *		2,846	2,855	2,821	2,821	2,821	2,821
		支地域自立生活	食の自立支援・配食サービス事業		781	675	599	531	471	418
			生活支援ショートステイ事業		11	14	11	11	11	11
			声の訪問事業		510	487	496	505	515	525
			おむつサービス事業		2,133	2,408	2,707	3,043	3,421	3,846
			あんしんショートステイ事業		1,952	2,258	2,472	2,706	2,962	3,242
支度要介護		緊急通報システム事業		5,051	5,281	5,439	5,602	5,770	5,943	

※ 1 *は延べ利用者数，その他は実利用者数

※ 2 訪問型介護予防事業の()については一次予防事業対象者を含めた実数

※ 3 いきいきセンターふくおか運営については設置箇所数

(4) 第5期計画期間（平成24～26年度）における保険給付費等の見込み
（利用者負担を除いた額）

（単位：百万円）

支出区分	H24	H25	H26
介護給付費	76,513	80,900	85,230
在宅サービス経費	45,711	48,452	51,472
施設サービス経費	26,333	27,723	28,811
その他の経費	4,469	4,725	4,947
地域支援事業費	1,835	1,939	2,044
介護予防事業費	306	323	341
包括的支援事業・任意事業費	1,529	1,616	1,703
支出合計	78,348	82,839	87,274

248,461 百万円

(5) 所得段階別の第1号被保険者の保険料額

○所得段階別の第1号被保険者保険料

区 分			計算方法	平均月額 保険料額
第1段階	生活保護受給の方		基準額	2,413 円
		老齢福祉年金受給	×0.45	
第2段階	本人が 市民税非課税	世帯全員が 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円以下	基準額 ×0.45	2,413 円
特例 割合		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円超120万円以下	基準額 ×0.65	3,485 円
第3段階		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120万円を超える	基準額 ×0.75	4,022 円
特例 割合		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円以下	基準額 ×0.93	4,987 円
第4段階	本人が 市民税課税	世帯に 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円を超える	基準額	5,362 円
第5段階	本人が 市民税課税	本人の合計所得金額が125万円以下	基準額 ×1.10	5,898 円
第6段階		本人の合計所得金額が 125万円超 200万円未満	基準額 ×1.30	6,971 円
第7段階		本人の合計所得金額が 200万円以上300万円未満	基準額 ×1.60	8,579 円
第8段階		本人の合計所得金額が 300万円以上400万円未満	基準額 ×1.80	9,652 円
第9段階		本人の合計所得金額が 400万円以上500万円未満	基準額 ×2.00	10,724 円
第10段階		本人の合計所得金額が 500万円以上600万円未満	基準額 ×2.20	11,796 円
第11段階		本人の合計所得金額が 600万円以上700万円未満	基準額 ×2.40	12,869 円
第12段階		本人の合計所得金額が700万円以上	基準額 ×2.50	13,405 円

(6) 第1号被保険者保険料の低所得者への配慮

低所得者対策として第4期に行った、保険料所得段階の第3段階の方のうち、収入・資産など一定の基準を満たす方に対し、保険料額を第3段階から第2段階に減額する本市独自の制度を、第5期も引き続き実施します。

(7) 介護保険事業の円滑な推進のための方策

① 健全で効率的な事務運営

健全な事業運営のために保険料負担と要介護状態・要支援状態の軽減又は重度化の防止に資するサービスの効果的な利用について、市民の理解と協力を得られるよう、制度の周知を積極的に行うとともに、収納事務を的確に行います。

② 公正な要介護認定の取り組み

介護サービスを必要とする受給者を適切に認定するため、申請者の状況を的確に把握したより公正な要介護認定に向けた取り組みを進めるとともに、要介護認定事務を円滑に行います。

③ 市民への積極的な情報提供

介護保険制度をはじめ高齢者への保健福祉施策の情報や介護保険事業の運営状況などについてわかりやすい広報に努め、特に、情報不足になりがちな一人暮らし高齢者等に対しては、心身の状況に応じてきめ細かな対応を行います。

④ 介護サービスの質の向上

介護支援専門員が適切にケアマネジメント機能を果たすとともに、介護サービス計画の質の向上が図られるよう支援します。

また、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭に置き、事業者への指導を実施するとともに、事業者の法令遵守の徹底を図ります。

⑤ 利用者保護の充実

介護保険に関する相談や苦情に対しては、必要に応じて介護サービス事業者に指導を行うなど、的確、迅速に対応するとともに、介護サービス事業者が、自ら適切に対応するよう指導します。

⑥ 市民参加が支える介護保険事業

地域の実情を踏まえ、地域に根ざしたものとなるよう、市民一人ひとりの理解と協力を得ながら介護保険事業を実施します。

また、介護保険事業の円滑な推進のため、保健・医療・福祉の関係者や学識経験者、市民代表等を委員とする福岡市保健福祉審議会（高齢者保健福祉専門分科会）で事業の点検や評価を行います。



福岡市高齢者保健福祉計画

平成 24 年 3 月

編集

福岡市保健福祉局高齢者・障がい者部
高齢者施設支援課

TEL 092 (711) 4257
FAX 092 (726) 3328

介護保険課

TEL 092 (733) 5452
FAX 092 (726) 3328

発行

福岡市保健福祉局総務部政策推進課

TEL 092 (733) 5344
FAX 092 (733) 5587

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号